

基安安発 0303 第 1 号

平成 22 年 3 月 3 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

工業標準の制定について (公示)

標記については、別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり制定がなされ、平成 22 年 3 月 25 日付け官報に公示する予定である。

内容については、日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供することとされるので了知されたい。

なお、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされるので念のため申し添える。

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年3月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年3月25日

厚生労働大臣 長妻 昭
経済産業大臣 直嶋 正行

記

制定された日本工業規格

クレーン—動作・機能に関する制限装置及び指示装置—第3部：タワークレーン	B 8 8 2 7 - 3
クレーン—剛性—天井走行クレーン及び橋形クレーン	B 8 8 3 4
クレーン—メンテナンス—第1部：一般	B 8 8 3 7 - 1

(内容省略)

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。